



1) 適用範囲

- 外国平均価格調整は、その目的を達成するため、全ての新薬に適用されるべきである。
- 引き下げられるべき規格と引き上げられるべき規格がある場合、引上げ調整となるか引下げ調整となるかは複数の条件の組み合わせによる偶然の産物であることから、外国平均価格調整の趣旨に照らし、対象外とすることは受け入れられる。
- ただし「外国平均価格と比べて高い規格と低い規格とが混在する場合」を除外するという提案については、「大幅に高い規格と低い規格とが混在する場合」に限定して除外すべきと考える。